

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金 Q&A

1 交付対象事業〈全般〉

1-1 「福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金とはどのような交付金ですか。

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金（以下、「交付金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、福島県緊急事態措置の解除後の「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」に対応するための取組みを行う、売上が一定程度（20%以上50%未満）減少している事業者に対し交付するための交付金です。

1-2 複数の業種で店舗を経営しています。それぞれの店舗で申請ができますか。

交付は、一事業者1回限りです。

1-3 どのような事業者が対象となりますか。

県内の中小企業、事業協同組合等、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等となります。

ただし、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」の交付を受けている、もしくは申請の要件に該当している場合は対象になりません。

なお、福島県緊急事態措置の期間のうち令和2年4月28日から5月6日までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいておりますが、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請要件に該当しなかった場合も対象となりません。

また、農林水産業を営む事業者は法人の場合のみ対象となり、個人事業者（個人農家等）は対象となりません。

1-4 福島県内の対象事業者はどのような要件になりますか。

法人の場合は、法人登記上の住所が福島県内となっている事業者で、個人事業者の場合は、住民票上の住所が福島県内であること、住民票上の住所が県外の場合は、確定申告書記載の住所が県内にある事業者となります。

1-5 中小企業・小規模事業者の定義を教えてください。

下記及び中小企業庁ホームページの「中小企業・小規模事業者の定義」のページをご参照ください。参照URL <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

〈中小企業〉

- ・製造業その他の業種
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- ・卸売業の業種
資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社
または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ・小売業の業種
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ・サービス業の業種
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社
または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

〈小規模事業者〉

- ・製造業その他 従業員20人以下
- ・商業・サービス業 従業員5人以下

1-6 事業協同組合等とは、どのような組合が対象になりますか。

下記の組合が対象になります。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合、信用協同組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合及び企業組合
 - (2) 商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び連合会
 - (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条に規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会
- ただし、農業協同組合、生活協同組合は対象外です。

1-7 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請の要件を教えてください。

福島県または本会ホームページから、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のページを参照してください。

1-8 4月には対前年同月比の売上が30%減少し、5月は60%減少しているが、対象になりますか。

4月または5月の対前年同月比が50%以上の場合は対象になりません。

1-9 4月には対前年同月比の売上が20%減少し、5月は40%減少していますが、4月、5月以外で売上が50%減少しており、国の持続化給付金を受給しているのですが、対象になりますか。

対象になりますが、「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応などの取り組みを行っていること。「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の受け取らず、かつ申請の要件に該当していないことが対象の要件となります。

1-10 「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応などの取り組みは、該当項目にチェックする他記載も必要ですか。

申請書のチェック項目にチェックしていただくか、チェック項目に該当するものがない場合は、下記を参照して、記載してください。

○福島県ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における緊急事態措置（7月30日改定）」の中でも「新たな生活様式」の実践例を紹介していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronaviruskinkyuusochi.html>

○内閣府HP掲載「業種別ガイドライン一覧」をご参考にしてください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>

1-11 4月期または5月期の売上が対前年同月比20%以上50%未満減少していること（交付要件「ア」）なので、申請書の事業状況の売上高の記載は、4月か5月の該当月のいずれかでよいか。

給付金の申請の要件に該当していないこと（交付要件「ウ」）が交付の要件になりますので、4月期と5月期の売上が50%以上減少していないことの確認が必要となります。

従って、申請書の事業状況には4月期と5月期の両方の事業収入を記載し、証明する書類も添付してください。

2 申請手続きについて

2-1 交付金の申請期間はいつまでになりますか。

令和2年11月30日（月）まで当日の消印有効です。

2-2 申請書類を持参できますか。

申し訳ございませんが、持参での申請は受付いたしません。電子申請または郵送にて申請してください。

2-3 申請書類はどこで入手できますか。

福島県中小企業団体中央会のホームページから、申請書類の配布リストをご覧ください。また、福島県の各地方振興局、市町村でも入手可能です。

2-4 申請に必要な書類はどのようなものですか。

福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金申請書、提出書類チェックリストの他、次の書類が必要です。

- 事業活動がわかる書面（パンフレット、チラシ、営業許可書、履歴全部証明書、確定申告書等）
- 2020年（令和2年）4月期及び5月期の売上高を証明する書類（売上台帳等）
- 次のいずれかの書類

【法人の場合】

- ・2019年分の確定申告書別表一の写し（収受日付印が押印されている）
- ・法人事業概況説明書の写し（月別売上金額が記載されたページ含む）
 - ※e-taxによる申告の場合は、「受信通知」を併せて提出ください。
- ※開業後、確定申告を迎えていない事業者は、法人設立届出書の写し

【個人事業者の場合】

＜青色申告の場合＞

- ・2019年分の確定申告書別表一の写し（収受日付印が押印されている）
 - ※右上に記載のある個人番号はマスキング（黒塗りなど）してください。
- ・所得税青色申告決算書の写し（月別売上金額が記載されたページ含む）
 - ※e-taxによる申告の場合は、「受信通知」を併せて提出ください。

＜白色申告の場合＞

- ・2019年分の確定申告書別表一の写し（収受日付印が押印されている）
 - ※e-taxによる申告の場合は、「受信通知」を併せて提出ください。
- ※開業後、確定申告を迎えていない事業者は、開業届の写し

《2019年分の確定申告書（収受日付印があるもの）がない場合》

- ・2019年分の確定申告書（税務署の受領印のないもの）及び納税証明書（その2所得 金額用）（事業所得金額の記載あるもの）

○交付金の振込先の通帳の写し（個人事業者の場合、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。）

<個人事業者のみ> 本人確認のため、次のいずれかの写しを添付ください。
運転免許証、住民票、パスポートまたは保険証の写し（申請時に有効なもの）

※なお、必要に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

2-5 申請の問い合わせはどこにすればよいですか。

福島県新型コロナ対策交付金コールセンターを設置しております。
こちらにご相談してください。

福島県中小企業団体中央会
福島県新型コロナ対策交付金コールセンター
（電 話）024-563-1373
（受付時間）毎日9時30分から17時30分まで